

税 務

税務調査、書面での事前通知は見送りへ

事務運営指針による現行取扱いを法律上明確化

要 約

- 政府税調は、税務調査手続について、現行の運用上の取扱いを法律上明確化すると大綱に明記。
- 現行、税務調査日時の事前通知は、「事務運営指針」により「口頭」で通知。
- 平成23年度税制改正法案に盛り込まれている「書面」交付による事前通知は、見送りの方向。

税務調査の事前通知に係る運用上の取扱いについては、「税務調査の際の事前通知について（平成13.3.27 事務運営指針）」があり、当該事務運営指針は、「税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査日時をあらかじめ通知（事前通知）する。ただし、事前通知を行うことが適当でないと認められる次のような場合については、事前通知を行わない。（以下略）」としている。この指針をもとに、現行、税務調査に係る調査日時の通知については、「口頭」で行われている。

一方、国税通則法の抜本見直しを盛り込んだ平成23年度税制改正大綱には、税務調査の事前通知について「原則として、文書で事前に行う」ことが明記されている。また、平成23年度税制改正法案（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

案）においては、「税務署長等は、税務職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ、納税義務者等に対し、その旨を通知した上で、調査を開始する日時等を記載した書面を調査開始日前に交付することとする。……」とされている（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律74条の9。下線は編集部）。

しかし、政府税制調査会（安住淳会長）は10月11日の全体会で、民主党税制調査会（藤井裕久会長）の意向（①現行の運用上の取扱いを「法令上明確化」し、②さらに、手続を「新たに追加」は見送り）を了承するかたちで、国税通則法改正の取扱いを決定。「東日本大震災からの復興事業及びB型肝炎対策の財源等に係る税制改正大綱」には、「税務調査手続については、現行の運用上の取扱いを法律上明確化することとする」と明記した（本誌423号8、12頁参照）。

この税制改正大綱の記述は、税務調査の事前通知に関して、「事務運営指針」の内容（現行の運用上の取扱い）を法律上明確化することであり、現行の取扱いに新たに手続を追加するかたちとなる「書面」の交付による事前通知は、見送られる方向となる。